

来年

# 令和3年4月にごみ関連手数料を

# 改定します

市は、平成12年4月、クリンクルセンターの稼働と合わせて、ごみの排出抑制やリサイクルの促進、排出量に応じた手数料をいただくことによる費用負担の公平性の確保などを目的に手数料の一部有料化を実施。手数料については、処理にかかる経費の20%程度を市民や事業者の方に負担していただいています。

しかし、現在取り組んでいるクリンクルセンターの延命化工事に係る借入金の返済額の増加や労務単価・資材価格の高騰などに加え、平成29年に市民の皆さんから意見を伺い決定した白老町との1市1町によるクリンクルセンターの継続運営に伴う令和12年度以降に向けた財政的な備えを考慮すると、目安となる20%を大きく下回る見込みとなったことから、ごみ関連手数料引き上げの方針を決定。2月に開催した令和2年第1回市議会定例会に『登別市廃棄物の再利用及び処理に関する条例』の手数料改定にかかる改正案を提出しました。

改正案は、原案のとおり可決され、令和3年4月1日より『ごみ関連手数料』を改定しますので、ご理解とご協力をお願いします。

## ごみ関連手数料の改定内容

### ○ごみ処理手数料

区分	現行		令和3年4月以降	
	1枚当たり	10枚単位	1枚当たり	10枚単位
燃やせるごみ・燃やせないごみ	40% <sub>以下</sub>	80円	120円	1,200円
	30% <sub>以下</sub>	60円	90円	900円
	20% <sub>以下</sub>	40円	60円	600円
	10% <sub>以下</sub>	20円	30円	300円
ごみ処理券	160円	—	240円	—

### ○ごみ処分手数料

区分	現行	令和3年4月以降
1回 当たり	100kg <sub>以下</sub> まで 500円	100kg <sub>以下</sub> まで 800円
	100kg <sub>以下</sub> を超え、 10kg <sub>以下</sub> ごとに 50円	100kg <sub>以下</sub> を超え、 10kg <sub>以下</sub> ごとに 80円

市公式ウェブサイトにごみ関連手数料改定の考え方や経緯などを掲載していますので、ぜひご覧ください。



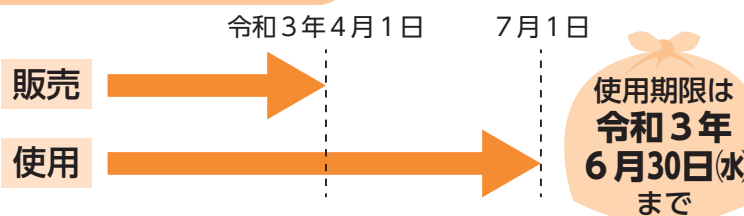
## 令和3年4月1日以降の指定ごみ袋の取り扱いについて



現在の指定ごみ袋は、令和3年3月31日(水)で販売を終了し、4月1日(木)からデザインを変更した新たな指定ごみ袋（価格は、改定後のごみ処理手数料）を販売します。

なお、現行の指定ごみ袋については、各家庭での在庫を使い切っていただくとともに運用の適正化を図るため、使用期限を令和3年6月30日(水)までとします。各家庭におかれましては、買い過ぎに注意するなど、計画的な購入と使用のご協力をお願いします。

### 現行の指定ごみ袋



### 新たな指定ごみ袋



令和2年6月以降に、住民説明会の開催を予定しています。開催日時などの詳細については、広報のほりべつなどでお知らせします。

問い合わせ 環境対策グループ (☎<sup>05</sup>2958)